

第 13 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

町の水防に要する費用は、法第 41 条により町が負担するものとする。

ただし、町の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- (1) 法第 23 条の規定による応援のための費用
- (2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第 2 節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるとき、法第 28 条第 1 項の規定に基づき水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使する事ができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用器具の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、様式 13-1 に定める公用負担権限委任証を携帯し、関係人の請求が合った場合は、これを提示しなければならない。

様式 13—1 公用負担権限委任証

第 号	
	公用負担権限委任証
	住 所
	職 名
	氏 名
上記の者に 委任したことを証明します。	区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使について
年 月 日	委任者 氏名 ㊟

縦 9 cm × 横 6 cm

3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、様式 13-2 に定める証票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

様式 13-2 公用負担命令票

第 号
公 用 負 担 命 令 票
住 所 氏 名
水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。
1. 目的物
(1) 所在地
(2) 名 称
(3) 種 類 (又は内容)
(4) 数 量
2. 負担内容 (使用・収用・処分等について詳記すること)
年 月 日
命令者 職 氏 名 ㊟

(日本工業規格A4版)

4 損失補償

町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、法第28条第2項の規定により時価によりその損失を補償するものとする。